

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		生活保護の開始の決定			
根拠法令及び条項		生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 24 条第 1 項			
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課			
審 査 基 準	関係法令等及び条項	生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）			
	基 準	生活保護法による保護の基準に定めるところにより、次の事項について審査し、決定を行うもの。 (1) 保護の可否 (2) 保護の種類 (3) 保護の程度 (4) 保護の方法			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 23 年	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日程度（注：休日は含まない。）			
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 14 日			
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日		
備 考					